

弁理士法人
清水・醍醐事務所

内外知的財産権ニュース

2024年3月

最近の意匠・商標関係の話題を幾つか紹介します。

1. 商標審査基準[改訂第16版]について

「不正競争防止法等の一部を改正する法律」に対応するため、主に「コンセント制度の導入」及び「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和」に伴う商標審査基準の改訂について商標審査基準WGが検討を重ねておりましたが、今般改定案のパブリックコメントを経て「商標審査基準」[改訂第16版]が公表されました。同基準は令和6年4月1日以降の出願に適用されます。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun-kaitei/16th_kaitei_2024.html

また近々「コンセント制度の導入」及び「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和」に関する審査便覧の改定も予定されており、その中では「コンセント制度」での同意書の書式等が示される予定です。

2. OpenAI の商標『Open AI』に対する予備的差止命令が認められる

カリフォルニア州北部連邦地裁が OpenAI(原告)が請求した Guy Ravine 及びその会社である Open Artificial Intelligence(被告)に対する予備的差止命令を認める決定が2月28日付にて下りました。両者はほぼ同一の商標である、すなわち前者は OpenAI(スペースなし)、後者は Open AI(スペース有)を使用していました。

原告は OpenAI の主登録簿への出願を2回行っておりますが、まだ連邦登録を得ることができておりません。1回目の出願(9類のみ)は、①OpenAI が記述的(Open は Open Source Software を意味し、AI は Artificial Intelligence を意味する)であること、②被告(Open Artificial Intelligence)の先出願 Open AI を理由に拒絶され、その後放棄となりました。2回目(9類、42類)も同様の拒絶理由を受けています。一方被告の出願(42類)は主登録簿での登録を得ることはできなかったものの、その後補助登録での登録を得ております。現在原告の2回目の出願が係属中ですが、拒絶理由①『記述的であること』に対しては使用による識別力獲得を主張して証拠を提出し、拒絶理由②『被告の先願と類似すること』に対しては本件裁判で原告が先に商業的使用を開始していると争っているとして意見書を提出しておりました。

裁判所は、被告が主張する『先に使用開始したとする Open AI の Web 等での使用』は、マークが貼りついているだけで実際に作動するものではなく、原告の商業的使用が先であり、また最近の OpenAI の活動を考慮すると原告は識別力も獲得しているとして、被告の商標 Open AI 及びドメイン名 open.ai の使用に対する予備的差止命令を下しました。

今後原告(Open AI)は商標『OpenAI』の連邦登録を得ることができるかもしれませんが、日本では原告(Open AI)商標『OpenAI』は識別力に関して拒絶を受けることなく登録になっております。

3. Google の新しい商標出願「G」

以下は Google の Google Pixel に関連した新しい出願です。まだ出願されたばかりで(3月14日出願)審査がどうなるのかはわかりませんが、Pixel phones の継続的な特徴を権利化しようとしていると考えられます。



商標



使用見本

指定商品 9 類 (Phones, namely, telephones, mobile phones 他)

出願番号 98450052

以上